

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おあしす福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、役員（理事及び監事）と評議員、評議員選任・解任委員および第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会と評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員等の理事会及び評議員会と評議員選任・解任委員会の出席報酬は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (役員<sup>の</sup>勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (評議員の報酬等)

第6条 評議員が、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカードまたは職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は2013年9月28日の理事会において決定され、2013年10月1日から施行する。  
ただし2013年4月1日より適用する。

この規程は2017年6月2日の理事会において改訂され、2017年6月17日の定時評議員会において決定され施行する。

役員報酬 別表1

名 称	報 酬
出席報酬(理事会、評議員会、評議員選任解任委員会)(日額)	10,000円
理事長業務報酬等(日額) 上限50,000円/月	10,000円
理事及び監事業務報酬等(日額)	10,000円
監事監査指導報酬等(日額)	財務会計 50,000円 運営・支援等 30,000円
評議員業務報酬(日額)	10,000円
苦情対応第三者委員(日額)	10,000円

別表2(日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費